

北秋田市公示第171号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年7月31日

北秋田市長 津谷 永光



1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
市道大野台幹線	北秋田市上杉金沢339番地3から同市上杉金沢313番地2まで
市道工業団地1号線	北秋田市上杉金沢339番地3から同市川井字横呑沢5番地130まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

（1）交差点における左折又は右折にあたっての誘導

① 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三五年法律第百五号）第二条第一項第一七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならぬ。

第一欄	第二欄	第三欄
市道工業団地1号線	北秋田市上杉金沢339番地3	市道大野台幹線

② 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならぬ。

第一欄	第二欄	第三欄
市道大野台幹線	北秋田市上杉金沢339番地3	市道工業団地1号線

（2）橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。